

岡山県依存症対策推進協議会設置規程

第1章 総則

(目的)

第1条 岡山県依存症対策協議会（以下「本協議会」という。）は、岡山県依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱に基づき、依存症の治療及び回復支援を目的として依存症対策を行う地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「拠点機関」という。）における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、拠点機関に対して提言等を行うことを目的とする。

(事務)

第2条 本協議会の事務は、拠点機関が行う。

第2章 組織

(構成員)

第3条 本協議会の構成員は、次のとおりとし、拠点機関の長が任命する。

- 一 依存症治療を専門的に行っている精神科医
- 二 依存症対策担当行政機関
 - ア. 岡山県保健福祉部健康推進課
 - イ. 岡山県精神保健福祉センター
 - ウ. 岡山市こころの健康センター
 - エ. 岡山県備前保健所
- 三 自助団体
- 四 依存症当事者及びその家族

2 構成員の任期は2年とし、任期途中で変更があった場合には前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 構成員の内、拠点機関の長が委員長を指名する。

2 委員長の任期は2年とし、任期途中で変更があった場合には前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(招集)

第5条 本協議会は、前第1条の目的を達成するために委員長が、会議を招集する。

(開催)

第6条 会議の開催は、以下のとおりとする。

- 一 会議は、拠点機関において開催することとし、開催回数は原則年4回する。
- 二 前第3条に掲げる構成員の内、拠点機関の構成員を除く構成員の過半数の者

が出席しなければ、会議を開催することはできない。

三 委員長は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

第4章 雑 則

(その他)

第7条 この規程の改正は、本協議会を議決を経て行うものとする。

なお、当規程に定めのない事項については、本協議会委員長と拠点機関の院長が協議をし、これを決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 本協議初年度の構成員は、別紙「構成員名簿」のとおりとする。